

2026(令和8)年度 事業計画書

～ 民鉄のさらなる発展に向けて前進！ ～

2026(令和8)年3月31日
一般社団法人 日本民営鉄道協会

(協会の任務等)

一般社団法人日本民営鉄道協会は、我が国の民営鉄道事業者団体として、「鉄道及び軌道の公共性、環境優位性、地域に貢献する特性等にかんがみ、安全輸送の確保を促進する施策、良質な交通ネットワークを形成する施策及び利便性を向上させる施策に協力し、並びに鉄道及び軌道の利用を促す施策を行い、事業の健全な発達及び持続性の確保を図り、もって国民経済の発展及び人々の生活の向上に寄与する」(定款より抜粋)ことを目指している。

昨年、半年にわたって開催された大阪・関西万博が成功裡に終わり、外国人旅行者数が過去最多を記録するなど、移動需要が大きく後押しされることとなり、事業者にとっては明るい年であったと受け止めている。

(昨今の厳しい経営環境等)

しかし、実状としては厳しい事業環境が改善しているわけではなく、コロナ禍を経て、テレワークをはじめ人々の行動変容等により輸送人員は未だコロナ禍前の水準には戻らず、また人手不足の深刻化や物価の高騰等も生じており、依然として鉄道事業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

加えて、老朽化する施設インフラの更新や激甚化する自然災害への対応等が急務となっており、また今後も引き続きバリアフリー化やGX・DXの取組をより加速していく必要があるなど、業界には数々の課題が山積している。

(協会の今年度の取組方針等)

このような背景事情のもと、本年度も引き続き大都市圏の基幹的

な交通インフラである都市鉄道、地域の住民生活や経済活動を支える地方鉄道等の発展のため、メリハリをつけた事業展開を推進すべく、本文で言及するように、これまで進めてきた協会改革及びこれに基づく各種施策の実施に集中して取り組む。

併せて、協会の事業を効果的、能率的に実施していく上で重要な役割を果たすべき協会の事務局についても、昨今の物価上昇や人件費の増加といった社会経済環境の変化を踏まえ、良好な職場環境の推進、職員の処遇の適正化、経費の効率的使用など、人的・資金的なリソースに適切に配慮し、運営管理の一層の徹底を図ることとし、その役割の発揮を確実に行なえるよう十分に留意する。

< 目 次 >

序 章

協会改革の総仕上げとそれに基づく各種施策の実施
～ 政策提言力や要望活動力の強化と発揮 ～

第一章

会員各社の事業面での取組の強化を目指して

1. 民鉄の利用促進に向けた取組の強化 … 需要面の課題への対応

- (1) インバウンド等観光需要の取り込み
- (2) 沿線開発、駅前再開発等まちづくりに係る取組の積極化
- (3) 環境にやさしい鉄道の脱炭素に向けた一層の取組と啓発活動

2. 民鉄業界の人材確保に向けた取組の強化 … 供給面の課題への対応

- (1) 委員会活動の充実・強化など
- (2) 外国人労働力の確保への対応

3. 民鉄業界の基盤強化に向けた取組の強化 … 経営面の課題への対応

- (1) 短期的な資本効率が追求される株式市場における持続可能な鉄道経営を目指して
- (2) 運賃・料金制度の改善や運用の更なる見直しに向けて
- (3) 信頼できる安全な鉄道をより一層目指して

第二章

安全・安心で利用しやすい民鉄の推進と持続性の確保を目指して

- 1. 安全・安心対策の徹底
- 2. 鉄道サービスのさらなる向上
- 3. 従業員が安心して働ける環境の確保に向けた取組の強化
- 4. 地域公共交通の再構築に向けた国・自治体の取組に連動した地方民鉄の再生・活性化の取組の強化

第三章

民鉄業界への支援の拡充や事業環境の整備等を目指して

- 1. 民鉄関係予算、税制、財投制度の拡充・改善等
- 2. 広報活動の積極的展開
- 3. 社会貢献活動や関係者との連携協力その他、民鉄業界の社会的価値の向上に資する取組

序 章

協会改革の総仕上げとそれに基づく各種施策の実施 ～ 政策提言力や要望活動力の強化と発揮 ～

我が国社会の少子高齢化が進行する中、コロナ禍で顕在化した輸送需要環境の変化等を背景に、当協会では、民鉄業界の今後の持続的な発展を期して、協会自身の改革に鋭意、取り組んでいる。

これまで、定款を改正し（2024（令和6）年5月）、協会の目的や事業について近年の需要環境や社会課題に的確に対応すべく見直すとともに、総会で了承された「協会運営の見直し方策」（2024（令和6）年10月）に基づき、新規に企画・戦略委員会を立ち上げ（2025（令和7）年8月）、まちづくり、観光、環境等を対象に情報共有、意見交換等を開始したほか、既存委員会の活動の工夫・合理化、協会事務局体制の見直しなどに取り組んできた。さらに、当協会の発信力や存在感をより一層発揮すべく、啓発動画の積極展開を始め広報活動を強化するとともに、協会の基本理念をミッション・ビジョン・バリューの形に整理して表現する「MVVの策定」と、これを的確に反映する「ロゴマークの制作」に取り組むほか、2027（令和9）年の協会発足60周年に向け記念事業の基本方針や具体的施策の検討を進めているところである。

今後、引き続き、上記の協会運営の見直し方策やプレゼンス向上に係る取組を着実に進めていくほか、さらに、次のステージへ進むこととし、これら改革の基盤を活かして、業界のニーズを的確に汲み取り、業界団体としての政策提言や要望としてまとめあげ、これを効果的にアピールし実現に繋げていく取組に力を注いでいくこととする。

具体的には、まずは、これまでに把握している次に示す業界の抱える課題に対し、関係委員会のもとに新たに研究会を設置するなどして検討を進めるとともに、必要に応じ外部の知識やノウハウも活用し、できるだけ速やかに一定の成案を得る。

- ①運賃料金制度の改善、運用の更なる見直し
- ②短期的な資本効率追求の株式市場の中での鉄道経営のあり方
- ③駅の再開発、まちづくり、沿線開発の抱える課題への対応
- ④外国人材を含めた人材確保や省力化など、人材確保難にどう対処すべきかといった課題への対応
- ⑤改札・決済システムのあり方
- ⑥地方民鉄の活性化・再構築
- ⑦鉄道構造物の老朽化対策

もちろん、これら以外にも、以下の各章で述べるように様々な取り組むべ

き課題がある。これらすべてに対し丁寧に向き合い、民鉄業界の更なる発展に向け誠実に取り組んでいくこととする。

第一章

会員各社の事業面での取組の強化を目指して

1. 民鉄の利用促進に向けた取組の強化 … 需要面の課題への対応

少子高齢化の加速が見込まれる我が国において、コロナ禍を経て人々の行動変容が認められる中、鉄道輸送需要の将来を見据えると、需要の創出に効果的な手立てを主体的・積極的に講じていくことが重要となっている。このため、協会としても、昨年、新規に立ち上げた企画・戦略委員会等の会議体を通じて、積極的に課題に向き合い、会員各社の期待に応えていく。

(1) インバウンド等観光需要の取り込み

2025（令和7）年の年間訪日外客数は約4,268万人で、前年の約3,687万人を約580万人上回り、年間過去最高を更新しており、人口減少が進む日本にとってインバウンド需要の取り込みは、新たな鉄道利用者を生む重要な施策となる。

交通政策審議会観光分科会において審議され、本年度末に、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度の5カ年を対象とした観光立国推進基本計画（第5次）が策定されたところであるが、協会としては、観光客の鉄道利用促進は観光立国推進に貢献し、かつ鉄道の発展・持続性を確保できることなどから、審議に積極的に参画した。

今後、引き続き、観光誘客プロモーションなどの諸施策の実現に向けて取り組んでいくが、特に、外国人観光客に日本国内で地方民鉄を利用して旅してもらうことは、地方へのインバウンドの分散という、オーバーツーリズムの未然防止を含む我が国の重要な観光施策に合致するとともに、地域の活性化と地方民鉄の需要を増大させることに貢献する。このため、外国人観光客に、日本国内で地方民鉄を利用した旅の魅力を知ってもらい、地方民鉄等の利用の促進につながるよう、引き続き、協会ホームページのグローバルサイトの充実、地方民鉄等の旅の体験（民営鉄道コンテンツ化）の発信、関連団体等との連携による発信力の強化に努める。

加えて協会の広報活動においても、インバウンド受け入れの環境整備の一助として、日本の鉄道利用のマナーについての啓発活動に取り組む。

(2) 沿線開発、駅前再開発等まちづくりに係る取組の積極化

会員各社はこれまで以上に「まちづくり」への関わりを強めてきているところである。都市開発事業者、不動産業者、建設業者、設計者、NPO 等とはもとより自治体とも連携し、アドバイス、協力、支援、コーディネートなど様々な形での関与により、定住人口を増やすとともに移動需要を増やし、鉄道事業の発展・維持につながるよう取組を強化している。さらに、昨今では、鉄道事業に限らず、グループ全体、ホールディングス全体での収益力向上につながることも狙っているが、その際の強みは鉄道会社として長年培ってきた信頼性と安心感、安定性、地域密着性であると考えられる。鉄道会社のこのような活動を支援する意味でも、まちづくりに係る取組に関して必要な情報の共有、意見交換、政策提言に繋げる体制構築は重要である。

このため、かかる重要性に鑑み、昨年 8 月、新規に立ち上げた企画・戦略委員会において、課題認識の共有、好事例の展開、効果的な進め方の検討などを行ってきているところである。今後も、引き続き、企画・戦略委員会が実りあるものとなるよう取り組むほか、実務クラスの研究会等を設置することなどを含め、効果的な検討の体制等を整備し、その取組の強化を図る。なお、「協会運営の見直し方策」(2024(令和 6)年 10 月)で提言されているグループ企業を含む企業のトップクラスの懇談・情報共有・意見交換の場の設置についても、その実現に向けて環境整備に努める。

(3) 環境にやさしい鉄道の脱炭素に向けた一層の取組と啓発活動

① カーボンニュートラル、グリーントランスフォーメーションへの対応

政府が 2050(令和 32)年までにカーボンニュートラルの実現を掲げたことを受け、協会は 2022(令和 4)年 11 月に「民鉄業界におけるカーボンニュートラル行動計画」(以下「行動計画」)を策定するとともに、「我が国における 2050(令和 32)年 CO2 排出量実質ゼロ」を目指すべく、2050(令和 32)年ビジョンとして「CO2 排出量の最大限の削減」と、「環境負荷の小さい鉄道利用の促進」を目標として掲げて取り組んでいる。このたび行動計画の定量目標を早期に達成したことから、今後、2050 年のビジョン達成に向け、新たな目標設定について検討を進めていく。

さらに、「GX2040 ビジョン」(2025(令和 7)年 2 月閣議決定)にて示された、鉄道への支援策や成長志向型カーボンプライシング構想に基づく制度措置について、今後の議論・検討を注視しながら、会員各社と連携して脱炭素に向けた取組に適切に対応していく。

② 鉄道 GX 官民研究会が策定した目標及び戦略への対応について

国土交通省は、2025(令和 7)年 3 月 28 日、国や学識経験者、鉄道

事業者、車両・機器メーカー等を含めた「鉄道 GX 官民研究会」を設置し、新技術・新エネルギー（水素、バイオ燃料、回生電力、再エネ等）に主眼を置き、非電化区間を含む鉄道ネットワーク全体の脱炭素化の推進と我が国の産業競争力強化に向けて、2040(令和 22)年を見据えた鉄道分野の GX に関する目標や戦略に関する検討を進めた結果、同年 9 月 16 日、「鉄道分野の GX に関する基本的考え方」として策定・公表している。基本的考え方では、2050 年カーボンニュートラル達成に向けて、主要鉄道事業者を対象に「省エネ」「燃料転換」「再エネ」に関する 2040(令和 22)年までの目標及びそれを促進する国・関係団体等による「環境整備」の取組が規定され、CO2 排出量を 2013(平成 25)年度比で実質 540 万トン削減することが掲げられた。

研究会に参加した協会としても、基本的な考え方を踏まえ、鉄道 GX の推進に資する他分野も含む最新の事例や施策の動向について収集・整理して会員各社への共有を図るとともに、関係行政機関に対する支援の要請等も通じて、鉄道 GX に貢献する。

③ 効果的な PR の取組

協会で策定した、「民鉄業界におけるカーボンニュートラル行動計画」に基づき、「Switch! SUSTAINABLE TRAIN」のスローガンのもとで JR グループや日本地下鉄協会と連携するなど、引き続き、環境に優しい鉄道への理解を深め、利用促進を図る啓発活動等に取り組む。

2. 民鉄業界の人材確保に向けた取組の強化 … 供給面の課題への対応

安定した輸送の維持を実現するためには、人材の確保が重要な課題となる。民鉄業界全体での人材確保や人材流失防止に向け、産業の魅力の発信や、会員各社の採用活動、職場環境の改善等の支援を行うとともに、見直しが進められている外国人材の受入りに係る制度を適切に活用し、労働力不足問題への対応にしっかり取り組む。

(1) 委員会活動の充実・強化など

これまでの安定した労使関係の構築・維持に係る基本的な活動に加え、昨今の新たな社会情勢から発生する課題に対応するため、昨年 6 月、労務委員会を労務・人材委員会に名称変更し、「人材確保・育成、カスタマーハラスメント対策、外国人労働者の就労への対応」などに積極的に取り組んでいる。今後も、引き続き、少子・高齢化が進行する中、昨今の我が国の喫緊の

課題である人材確保に、民鉄業界としてもしっかりと取り組む。特に、国土交通省鉄道局などの公的機関との課題の共有等を精力的に行い、人材確保のみならず省人化等に資する各種施策を含めて情報を共有するほか、協会外の鉄道事業者、団体との連携も考慮した活動を深めることで、委員会活動のより一層の充実化を目指す。

なお、2023（令和 5）年度導入したキャリアトレイン制度の浸透やカスタマーハラスメント対策の拡充、2025（令和 7）年 3 月に国土交通省、防衛省、当協会等とで締結した「鉄道事業等及び自衛隊における人材確保の取組に係る申し合わせ」に係る各種取組にも、引き続き適切に対応していく。

加えて協会の広報活動においても、人材確保の一助として、鉄道業界の地域における役割・価値や、仕事への理解を促進する等の啓発活動に取り組む。

（2）外国人労働力の確保への対応

政府において、人材確保と人材育成を目的として外国人の受入に係る制度の見直しが進められており、2024（令和 6）年 6 月 21 日の改正入管法等の公布により、技術移転による国際協力を目的とした技能実習制度に代えて、人材育成を目的とする育成就労制度が創設された。

また、2026（令和 8）年 1 月 23 日には「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」が閣議決定され、鉄道分野の外国人材の受入れ上限（5 年間で 4,000 人）や従来からの人手不足対策である特定技能制度と新設の育成就労制度における鉄道分野の業務区分の追加（駅・車両清掃）、分野の特性に応じた語学力等の上乗せ要件、在籍型出向や転籍制限期間（1 年）、評価試験の実施内容等、具体的な方針が定められた。

国土交通省の鉄道分野の検討会に参加している協会としては、会員各社と連携して要望を行う等適切に対応していくほか、外国人材の受入れを検討する会員を支援するため、2027（令和 9）年 4 月 1 日から施行される育成就労制度を含む最新の制度動向のほか、アジア諸国等海外からの人材送り出しに携わる事業者や実際に外国人材を受入れた経験を有する事業者等からの情報収集を行い、外国人材に関する会員専用ホームページの新設や「外国人材セミナー」の開催を通じて会員各社への情報提供などを行っていく。特に、「外国人材セミナー」については、これまで 3 回実施してきたが、その実績を踏まえつつ、会員各社のニーズを一層反映できるよう、協会内の体制を強化しながら、さらに発展させた形で実施する。

3. 民鉄業界の基盤強化に向けた取組の強化 … 経営面の課題への対応

国民生活に不可欠な経済社会を支えるインフラとして持続可能な事業運営を維持していくためには、経営基盤の安定が不可欠である。協会としても、次に掲げる経営面の課題に積極的に向き合い、会員各社の期待に応えていく。

(1) 短期的な資本効率が追求される株式市場における持続可能な鉄道経営を目指して

民鉄経営においては、まちづくりなどの長期的な視点での資産保有や自然災害や老朽化対策など将来に備えての対応が必要であるが、株式市場においては、自己資本利益率（ROE）等、長期的な視点とは相いれない短期的な経営指標を強いられている。このため、いわゆるアクティビストへの対応といった負担も生じている会員も存在している。

このような状況を踏まえ、協会としても、現状（株式市場で求められる各種経営指標の考え方、各社におけるそれらへの対応の動向等）の把握、課題の分析、業界団体としてできる方策など、適切に会議体を活用することなどにより、会員各社の期待にできる限り応えていく。

(2) 運賃・料金制度の改善や運用の更なる見直しに向けて

運賃・料金制度のあり方について、これまで国土交通省における検討が進められて提言がまとめられ、その運用に反映されてきている。

一方、協会においても 2024(令和 6)年から 2025(令和 7)年に設けた勉強会において、学識経験者や J R も交えて議論を深めてきているところである。

しかしながら、会員各社においては、この制度及び運用のあり方につき改善を求める声も多いことから、今後、さらに、制度や運用になお改善できる点がないか、施設の老朽対策に伴う老朽更新投資は十分か、自然災害対策に伴うような大規模投資にどう備えるかなど、検討を深めるべき点、点検すべき点があるものと認識すべき状況にある。

このような観点から、協会としても、運賃・料金制度や運用に関する会員各社の思いについて会議体等を活用しながら的確に把握し、政策提言や要望活動につなげていく。

（３）信頼できる安全な鉄道をより一層目指して

鉄道事業は、鉄道輸送への安全・安心への信頼の上に成り立つものであり、安全・安心の確保が何よりも重要な事項である。このため、後述するように、安全・安心対策の徹底は幅広く行っていく必要があるが、とりわけ、利用者への影響や社会的関心が大きい列車衝突や脱線事故、大規模自然災害や老朽化に起因する事故、サイバー攻撃などの防止や抑止、備えや対応に万全を期す必要がある。このため、協会としても、会員各社の要請に的確に対応できるよう、関係の会議体等を通じ適切に対応していく。

第二章

安全・安心で利用しやすい民鉄の推進と持続性の確保を目指して

１．安全・安心対策の徹底

（１）事故防止等への対応

① 運輸安全マネジメントに係る支援

鉄道事業法の規定により、鉄道事業者は、国土交通省による運輸安全マネジメント評価を定期的に受けることになっている。

協会は、関東鉄道協会と協同し、会員各社における内部監査に必要な知識の習得のため、ISO14001/ISO9001 の審査員資格保有者を講師とする「運輸安全マネジメント内部監査員研修会」を対面研修及びオンラインでの研修(ウェビナー)の二つの研修形態で開催する。

また、中堅の内部監査員に対する「スキルアップ研修会」も開催する。

② 運転事故防止の啓発活動

春・秋の全国交通安全運動に併せて、列車妨害防止や踏切事故防止に関し、会員各社の社員から募集した図案を基に安全啓発活動 PR 用ポスターを製作し、全国の民鉄会社に呼びかけて各駅等に掲示することで啓発活動を行う。

また、関東鉄道協会と協同して、置石・投石等の列車妨害の禁止を呼びかける安全啓発グッズを製作し、会員会社を通じて、秋の全国交通安全運動の機会等に、沿線の保育園、幼稚園、小学校等で啓発活動を行う。

③ 様々な課題解決に向けた検討会等への対応

国土交通省では、自動運転、地方鉄道向け無線式列車制御システムの技術開発、駅ホームの安全性向上、建設業における働き方改革への対応、外国人材活用への対応、交通バリアフリー基準への対応等の様々な課題に対して、検討を継続している。これらの課題について、協会は各検討会等に参加するとともに、会員各社の意見の反映に努める。

④ 各種の基準等への対応

鉄道の技術基準等の見直しに関しては、事故の教訓によるもののほか、事件発生を受けての社会環境の変化、豪雨、台風、地震等自然環境の変化や技術革新への対応のためにも、前項に関連する内容も含めて、そのあり方を国等において広く検討されている。特に近年、国土交通省が開催する「技術基準検討会」では、鉄道分野の省人化・効率化に資する CBM (Condition Based Maintenance: 状態監視保全) の導入推進に向けた検討を本格的に進める方針等が示されている。

また、我が国の鉄道の安全確保の基盤となる設備や装置等に関する JIS 規格、我が国の鉄道業界の発展に有益な国際規格である ISO 規格や IEC 規格に関して、国等において随時検討が行われている。

協会は、これらの検討会等に参加し、情報共有および会員各社の意見の反映に努める。

(2) 大規模災害対策等防災・減災対策への対応

2025 (令和 7) 年は、2 月に岩手県大船渡市で大規模な山火事が発生した。また、7 月にはカムチャツカ沖でマグニチュード 8.7 の地震が発生し、北海道や千島列島を含む広範囲に津波警報が発令され、関東の鉄道にも影響があり、約 200 万人が避難した。さらに、2025 (令和 7) 年 12 月 8 日に発した北海道・三陸沖地震では、翌 9 日に初の北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されるなど、首都直下地震などとともに大規模地震の発生も切迫している。近年は、気候変動の影響により自然災害も激甚化・頻発化している。さらに、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。

政府は、2020 (令和 2) 年 12 月に「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」(2021 (令和 3) - 2025 (令和 7) 年度、事業規模 15 兆円) を定め、取組のさらなる加速化・深化を図ってきた。2025 (令和 7) 年 6 月 6 日には、国土強靱化基本法に基づく「第 1 次国土強靱化実施中期計画」(2026 (令和 8) - 2030 (令和 12) 年度) が閣議決定され、国土強靱化施策の一層の重点化を図ることとしている。

なお、国土交通省では 2020 (令和 2) 年 1 月に「南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」および「水災害に関する防災・減災対策本部」を発展的に統合して、「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、プロジェクト

を強力かつ総合的に総力を挙げて推進している。

こうした政府の動きに対応し、以下の諸課題についての対策に積極的に取り組む。

① 南海トラフ地震・首都直下地震への対応

2025（令和 7）年 1 月政府の地震調査委員会から、マグニチュード 8～9 程度が想定される南海トラフ地震の 30 年以内の発生確率をこれまでの「70～80%」から「80%程度」に引き上げたと発表された。同年 3 月に公表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、人的被害（死者）が最大約 29.8 万人、資産等の直接被害が約 224.9 兆円、生産・サービス低下による被害を含めた被害額が約 270.3 兆円と推計されるとともに、実施すべき主な対策として、社会全体の防災意識の醸成のほかインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化等が掲げられた。また、2025（令和 7）年 12 月 19 日、中央防災会議が公表した首都直下地震の被害想定の見直しと対策では、死者最大 1.8 万人、建物全壊焼失 40 万戸と推計され、社会全体での体制構築の必要性等が公表されたところである。

協会としては、引き続きこのような国からの情報を注視していくとともに、「関東防災連絡会および幹事会」などに参加し、情報共有と一層の連携に努めていく。

② 首都圏大規模水害対策の取組への対応等

首都圏大規模水害対策に関する協議会および検討会等に参加するとともに、こうした取組を踏まえて、引き続き会員各社および国等関係者との連絡・情報共有等に努めていく。

また、近年はこれまでにないほどの強大で大きな被害をもたらす集中豪雨、台風等により長期にわたる運休等が生じる事態も発生している。このような事態は、どの会員会社においても発生のおそれがあるものであり、相互扶助の視点も勘案し、会員会社の意向も踏まえつつ、所要の対策の検討を行う。

③ 災害発生時等の帰宅困難者等対策への対応

内閣府では、大規模地震の発生を受けて発生する帰宅困難者等対策の諸課題だけでなく、2025（令和 7）年 7 月 30 日に発生した「カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震」などの遠地地震に伴う津波警報等の発表を受けて発生する帰宅困難者等対策の諸課題、様々な状況下における帰宅困難者等対策のあり方についても、機動的に検討する体制の確保が必要であるとした。このため、「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」を発展的に解消し、「災害発生時等の帰宅困難者等対策検討委員会」を開催することで、これらの諸課題について検討する。協会も本委員会に参画し会員各社への情報提供、鉄道の安全・安心な利用の確保に努めてい

く。

④ 首都圏における広域降灰対策推進協議会・広域降灰対策ガイドラインへの対応

富士山で大規模噴火が発生した場合、国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、内閣府において、2025（令和 7）年 3 月に「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」が策定され、降灰の状況等に応じた広域降灰対策の基本方針、関係機関が連携して具体的な検討を進める際の考え方や留意すべき事項が公表された。また、ガイドラインでは、出来るだけ降灰域内に留まり自宅等で生活を継続することを基本とし、ライフライン等の復旧や物資輸送の確保に取り組むこと等が掲げられているが、鉄道については、少量の降灰で信号や踏切等が機能しなくなり、列車運行が困難になることが示されている。本ガイドラインを踏まえ、内閣府（防災担当）及び東京都が連携し、首都圏の関係省庁の地方支部局、関係自治体やライフライン関係機関が参加する「首都圏における広域降灰対策推進協議会」に協会として参加し、広域降灰対策の具体化のための協議に会員各社の意見を反映させるとともに情報を共有、必要な対策を検討していく。

（3）テロ対策等の危機管理対応

① 鉄道テロ対策等への対応

鉄道テロ対策については、政府を中心とするこれまでの議論・検討等を踏まえて、駅等の鉄道施設がテロに狙われやすいソフトターゲットとして位置づけられており、ソフトターゲット対策の強化、駅等の巡回の強化、車内の非常通報器の活用等の「見せる警備」や危機管理レベルに応じた各種の保安措置の実施等のテロ対策に会員各社は全力で取り組んでいる。

また、2025（令和 7）年 2 月に国から示された危険品の車内持ち込みルールの見直しに対応するため、JR や公営地下鉄など協会会員外の鉄道事業者とも連携し、旅客営業規則等の見直しを行うとともに、ポスター等により、当該ルールの利用者への周知を図っていく。

協会は、引き続き国の施策に対応するため、会員各社への情報提供や利用者への注意喚起・周知などに努め、鉄道の安全・安心な利用の確保に努めていく。

② 民鉄におけるサイバー対策などへの支援

我が国では、重要社会基盤事業のサイバーセキュリティ対策は、サイバーセキュリティ基本法において、重要社会基盤事業者はそのサービスを安定的かつ適切に提供するため自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めることとされており、同法に基づく「重要インフラ

のサイバーセキュリティに係る行動計画」において、鉄道についても重要インフラ 15 分野の一つに位置付けられ、各事業者において自主的な対策が講じられてきた。

一方で、近年、サイバー攻撃の脅威については、重要インフラ分野の各事業法に基づく国による事業監督の観点からも対処の必要性が高まってきたことから、国土交通省は 2025(令和 7)年 7 月 23 日「鉄道事業者の重要システムにおける情報セキュリティ対策等検討委員会」を設置し、鉄道分野の対策について検討を進め、同年 12 月 16 日に鉄道事業法施行規則の改正が、翌 2026(令和 8)年 1 月 13 日に同規則に基づく告示が制定された。その結果、大手 16 社は、同年 4 月 1 日から、安全管理規程に輸送の安全に関わるシステムにおけるサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載するとともに事業者における取組が強化された。一方、サービスの安定(社会安全)に関するシステム(座席予約・旅客案内・駅務機器等)の対策についても重要であることから、これら重要なシステムの対策については、引き続き国土交通省が策定している「鉄道分野における情報セキュリティ確保に関する安全ガイドライン」(2006(平成 18)年 9 月 20 日制定)に基づき、対応していくこととされている。

今後、国において対象事業者における対策の取組状況をインタビュー等により確認し助言する「サイバーセキュリティ評価」が開始されること等から、引き続き、政府のサイバーセキュリティ対策に関する情報・資料の収集や会員各社との連絡・調整に努め、近年の高度化・巧妙化しているサイバー攻撃等の環境変化に即応するよう取り組んでいく。

また、引き続き、サイバー攻撃に関する交通分野の横断的な民間組織として発足した「交通 ISAC(Information Sharing and Analysis Center)」に協会もオブザーバー委員として参画し、サイバー攻撃の組織犯罪化への集団防御等の対処の検討および交通分野の横断的な情報共有を行う。

(4) 安心・信頼できる駅等への対応

① 駅構内・列車内等の鉄道施設における防犯・秩序維持強化への取組

近年、会員会社の駅構内・列車内等における第三者暴力等については、各社の適切な対応および鉄道業界全体としての啓発活動等、取組の充実が図られている。

2023(令和 5)年 10 月からは、国の基準(鉄道運輸規程、軌道運輸規程)が改正され、鉄道車内において、他人に危害を及ぼすおそれのある行為などを抑止する効果を高める観点から、輸送密度が 10 万人以上の路線を走行する新設車両に車内防犯カメラの設置が義務付けられることとなった。

また、2025(令和 7)年 2 月には、国から危険品の車内持ち込みルール

の見直しが示されたことから、各鉄道事業者において、これに対応した旅客営業規則等の見直しを行うとともに、ポスター等により、当該ルールの利用者への周知を図っていく。

協会は、引き続き、会員各社および警察関係者、国土交通省等関係機関との連携等により、鉄道施設における一層の防犯・秩序の強化に努めていく。

② こども 110 番の駅の推進

「こども 110 番の駅」の取組については、より安全・安心な街づくりに貢献するため、全国の鉄軌道事業者により、施策の展開を図ってきたところである。

今年度も、2023（令和 5）年度末に「きかんしゃトーマス」のキャラクターデザインの意匠変更に合わせ一新した全国の駅に掲出しているステッカーの普及と取組の認知度向上を図るため、ポスターの掲出やノベルティグッズ（ステッカーのデザインを用いたキーホルダー）の配布等の施策を展開していく。

③ 自殺対策への対応

国の統計によると 2024（令和 6）年の国内自殺者数は前年より 1,517 人減少し、統計開始以降 2 番目に少ない 2 万 320 人となっているが、社会的な取組によりその対策の実効性を高める必要がある。このため、国民への呼びかけとしての厚生労働省および東京都等が制作する 9 月の自殺予防週間ポスターや 3 月の自殺対策強化月間ポスターの掲出、デジタルサイネージでの放映など会員会社がそれぞれ自殺対策の取組を行っている。協会はこれらの取組への協力、情報提供および関係者との連携に努めていく。

（５）老朽化対策への対応

民鉄の中には、明治時代の開業から既に 100 年を優に超える会社も数多く存するところ、橋梁、トンネルについても、建設後の平均年齢が 50 年を超える等、老朽化してきている施設が今後増えてくると見込まれる。これらについて、安全性と持続可能性の確保の見地から技術委員会の関係部会において、省人化・効率化に資する検査手法・機器や検査結果の自動判定支援システム、適切な検査・修繕の実施に必要な技術力や要員の維持に関する取組について会員各社の情報共有を推進する。

さらに、老朽化した施設の検査・修繕・更新に必要な資金の確保、関係行政機関からの支援措置の拡充・強化に関する要請等についてどのように取り組んでいくべきか、序章に掲げた通り、会員各社も強い関心を有していることを踏まえ、協会全体として所要の対策の検討を行う。

（６）鉄道賠償責任保険等への対応

従来、会員各社が個別に契約していた鉄道賠償責任保険および土木構造物保険については、当協会が保険会社と契約し、会員各社を被保険者とする団体保険制度が発足し毎年更新を行っている。近年は自然災害が頻発しているため、保険加入の推進を図るなど、災害等の情報把握および会員各社との連携に努めて引き続き適切に対応していく。

（７）鉄道用地に関する安定的な管理と円滑な取得の推進

鉄道事業の基盤となる鉄道用地関係において、効率的に業務が遂行できるよう会員各社及び関係機関と連携しながら適切に対応していく。

２．鉄道サービスのさらなる向上

（１）鉄道運賃・料金制度のあり方への対応

交通政策審議会「鉄道運賃・料金制度のあり方に関する小委員会」の中間とりまとめ（2022（令和4）年7月）を受け、国土交通省では、当面の対応として、収入原価算定要領の見直し（2024（令和6）年4月実施）などの運用の改善を図ってきているが、「将来の検討」として示された現行の運賃・料金制度そのものの見直しに関しては、国土交通省において引き続き検討を進めることとされている。

一方、協会としては、さらなる制度・運用の見直しにも資する観点から、「鉄道運賃制度等のあり方に関する勉強会」を設けて（2024（令和6）年8月）、学識経験者及びＪＲも交えて検討を行い、昨年9月に改善の方向等につき一定の議論・整理を行ったところである。

今後も、序章に掲げたとおり、会員各社も強い関心を有していることを踏まえ、運賃・料金制度及びその運用の実態を把握し、会員各社の要望事項の内容も吟味するなど、運賃・料金制度や運用に関する会員各社の思いについて、引き続き、会議体等を活用しながら的確に把握し、政策提言や要望活動につなげていく。

（２）都市鉄道の利便増進事業、列車運行円滑化対策、駅空間の質的進化等への対応

都市鉄道は活力ある都市活動や快適な都市生活を営む上でなくてはならない交通インフラである。都市鉄道をめぐっては、社会環境の変化を踏まえながら、既存鉄道ストックを有効活用して機能を高める都市鉄道の利便増

進事業、まちづくりの拠点としての駅空間の質的進化を図るための鉄道駅総合改善事業、利用者の利便性や快適性の向上に資する各種事業が展開されている。

協会は、今後もこれらの事業が計画的かつ円滑に進められるよう適切に対応していく。

（３）交通バリアフリー化施策への対応

2025(令和 7)年に改正されたバリアフリー法に基づく基本方針における新たな整備目標では、2026(令和 8)年度から 2030(令和 12)年度までの 5 年間を目標期間として、1 日あたりの平均的な利用者数が 2,000 人以上 3,000 人未満であって、基本構想の生活関連施設に位置づけられた駅を、原則として全てバリアフリー化することなどが掲げられている。協会としては、国や自治体が開催するバリアフリー施策の検討の場に参画するなど、会員各社と連携しつつ、目標の達成等に向けた各種バリアフリー施策が推進されるよう適切に対応していく。

また、2025（令和 7）年 7 月に開催された「女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議（議長：内閣官房副長官補）の方針を受け、国土交通省において同年 11 月に設置された「トイレ設置数の基準と適用のあり方に関する協議会」においてトイレ設置数の基準と適用のあり方に関するガイドラインの作成が進められている。同協議会に参画している協会としては、引き続き、会員各社への情報共有や意見照会等を行い、適切に対応していく。

（４）鉄道の安全利用対策など新たなニーズや課題への対応

民鉄各社では、多くのお客様の安全・安心・快適な利用の向上への対応を図るため、「歩きスマホ」、「ベビーカー」、「エスカレーター」等に関する課題への対応およびホーム事故防止に向けた「声かけ・サポート運動の強化」等について、社会環境の変化や関係者の合意等を踏まえながら、鉄道のより安全で安心な環境整備に努めている。

協会は、引き続き会員各社のほか JR 等他の鉄道事業者とも連携し、ポスター等の掲出・配布等様々な取組を行い、より安全・安心・快適な利用を呼びかけてく。

また、国等の関係者と広く連携し、安全・安心・快適な利用向上の環境整備に努めるとともに、さらなる新たなニーズや課題についても、会員各社や関係者との連携・調整に努め適切に対応していく。

(5) 民鉄におけるデジタルトランスフォーメーションへの支援

データとデジタル技術を活用して経営革新を図るデジタルトランスフォーメーションは、将来的な人員不足やコロナ禍による社会環境の変化とも相まって、鉄道事業分野においても Maas (Mobility as a Service) をはじめ、事業管理・列車運行・施設保守など様々な分野での取組が進められつつある。協会は、会員各社間の情報共有や諸施策の情報提供等により、民鉄全体のデジタルトランスフォーメーションの促進に取り組んでいく。

なお、IC カードに替わる新たな改札・決済システムとして、QR コードやクレジットカード方式の導入などが普及してきており、このような動向について、協会としても、昨年 3 月、国土交通省との勉強会においてテーマとして取り上げ、情報の整理・共有を図ったところである。首都圏において 2026 年 3 月から 11 社局で相互直通区間も含めたクレジットカードのタッチ決済による乗車が実施されているが、序章に掲げるように、会員各社も強い関心を有していることを踏まえ、クレジット会社への対応などを含め業界団体として何ができるか、協会としても、会議体等を活用しながら的確に課題を把握し、政策提言や要望活動につなげていく。

(6) 快適な利用環境の形成を目指した取組

ピーク時の混雑を緩和するため、利用者をオフピーク時間帯や空いている車両等に移動させる平準化の取組を進めている会員会社も見られる。また、インバウンドを始めとして、柔軟な運賃支払方式に対応する方策を求める声もあり、会員会社において検討も行われている。

これらについて、会員各社の現状を把握するとともに、その意向も踏まえつつ、連携・調整のあり方等所要の検討を行う。

(7) 鉄道貨物輸送の活性化推進

道路の交通渋滞・排ガス軽減等 SDGs に寄与する、環境にやさしい鉄道貨物輸送について、会員各社と課題や情報を共有して関係省庁とも連携しながら鉄道貨物の活性化につなげていく。

3. 従業員が安心して働ける環境の確保に向けた取組の強化

安全・安心で、利用しやすい民鉄の推進と持続性の確保を目指すうえで、事業運営を支える従業員が安心して働ける環境の確保は必要不可欠である。

そのためには、従業員満足度の向上 (ES)、安定した労使関係の維持、労働

安全衛生対策の推進、人材の確保が重要な課題となることから、以下の事業に取り組む。

（１）安定した労使関係の維持

- ① 協会は、私鉄総連と取り交わした中央労働協約に基づき、労使で産業政策について話し合う場として、労使協議会を開催し、諸課題の共有化に努め解決を図る。
- ② 協会は、会員各社から委任を受け、私鉄総連と民鉄業における最低賃金について交渉する。
- ③ 賃金、労働時間、その他の諸制度等についての調査・研究を行い、会員各社に情報提供する。また、労使交渉に関する情報連絡活動を行う。
- ④ 私鉄総連の動向・会員各社の労使交渉状況等を掲載した「労働情報」を発行する。

（２）労働安全衛生対策の推進

- ① 労働災害撲滅のため、安全・衛生それぞれの研究課題を設けて取り組み、その内容を労働安全衛生部会全国総会にて報告・共有化する。
- ② 第三者暴力行為災害の防止に向け、ポスターを作成し、全国の鉄道会社で掲出するとともに、ニュースリリースの発行や被害実態データの集計・分析を行い、お客様に対する啓発活動・情報発信を行う。
- ③ 昨年に引き続き「安全衛生フォトコンテスト」を開催し、現場の安全確保の取組事例や衛生環境向上の取組事例を共有することで、各社の安全衛生意識の向上と安全衛生活動の促進を図る。
- ④ 全国の民鉄で発生した重大災害の事例研究および災害等の統計調査を行う。
- ⑤ 鉄道利用者のカスタマーハラスメント行為から従業員を守ることを目的に、全国の鉄道事業者等と協働してポスターの掲出による啓発活動を行うほか、2023(令和5)年に作成した業界団体マニュアルの改訂やカスタマーハラスメント対策に資する研修を開催する。

（３）労働法制の見直しに伴う対応

労働法令関係の改正等について、適切に会員各社に情報提供する。

（４）人材確保に向けた取組の強化

将来にわたっての民鉄業界の人材確保に向けた取組が必要かつ重要であることは、本計画 第一章 ２．に記載したとおりであり、当該箇所に掲げた取組を着実に推進する。

４．地域公共交通の再構築に向けた国・自治体の取組に連動した地方民鉄の再生・活性化の取組の強化

沿線人口の減少等により厳しい状況におかれた地方民鉄について、国や沿線地域との連携を密にしつつ、協会としてもできる限りの支援に取り組む。この場合、各地の特徴ある様々な文化と連携した取組の意義を考慮して積極的に進めていく。

また、近年、国においては、地域交通法に基づく地域における議論への積極的関与の仕組みや、予算による支援制度の充実など地域交通の「リ・デザイン」（再構築）に向けた施策が展開されているところであり、加えて、交通空白の解消に向けた取組を進めている。

こうした国における施策の展開に係る情報を会員各社に適時適切に発信するとともに、国等に必要な要望を行っていく。

なお、地方交通委員会については、昨年、会員のニーズによりの確に応えるため、先行する好事例など現場の実情を共有する「現地視察会」と、「持続可能な地方民鉄のあり方に関する専門部会」を設けて、運営見直しを図ったところである。

今後も、引き続き、地方交通委員会の活性化に取り組むとともに、各種セミナー等への参画により地方民鉄の魅力の発信や関係者との課題の共有を行うなど、地方民鉄を取り巻く課題の解決に向けた活動を行う。

（１）地方民鉄関係事業の推進

地方民鉄の利用促進、鉄道輸送サービスの向上、増収・増客、鉄道沿線地域の活性化等を主な目的として、「会員各社からの提案に基づき、協会と各社が連携してモデル的な交通社会実験等に取り組む」というスキームで実施している「地方民鉄関係事業」を引き続き実施する。

（２）「地方民鉄 旅ガイド」の活用による地方民鉄の広報等の推進

特集ページの強化等により訴求力を高め、ホームページ等を活用し、より広く配布できる方策をとりながら、地方民鉄の認知度向上を図るとともに、読者・旅行関係者、地方自治体・観光協会等の旅行計画・企画の動機となるよう旅行需要の回復に合わせた誌面づくりを実施する。

また、インバウンド向けに、2024（令和6）年度より、ウェブ・アプリ上で、英語、韓国語、中国語等、合計9か国語で閲覧できる多言語化対応を実施し、また、巻頭特集の充実を行い、旅のガイドブックとしての魅力強化を図ったところではあるが、本年度はさらにこのHP等を活用し、インバウンドを含めた利用者を増やしていくための取組を検討する。

（３）「地方民鉄フォトコンテスト」の実施

写真により地方民鉄の魅力を発信することで、旅客需要の掘り起こしや沿線の活性化を図ることなどを目的として実施している「地方民鉄フォトコンテスト」を今年度も実施する。

また、昨年度に続き、今年度も台湾鉄道観光協会と連携して一層の盛り上げを図る。（第三章 3.（5）参照）

2024(令和6)年度から、従来のSNS(X)での投稿に加え、WEBフォームでの応募も可能とし、応募作品が倍増となったが、この方法を本年度も継続するとともに、多方面でのプロモーションも検討し、今まで以上に注目を集める施策の展開を図る。

さらに、前年度の受賞全作品を「地方民鉄 旅ガイド」「鉄道雑誌」への掲載、鉄道の日フェスティバル会場及び「鉄道技術展 in 大阪」での展示などにより、広く一般の方々にご覧いただく機会を設け、受賞作品を通じた地方民鉄の魅力発信にも取り組んで行く。

（４）地方民鉄のPR

昨年は、ジャパントアムス社の協力のもと地方民鉄をインバウンド旅行商品のコンテンツとしてPRする取組を行ったほか、ラジオ大阪の協力のもと希望する会員各社が番組内で自社のPRを行った。さらに、時事通信社の主催する地方開催のシンポジウムにおいて地方民鉄を取り上げていただき協会として後援を行った。今後も、引き続き、このような地方民鉄のPR活動を、積極的にチャンスを見出し、行っていく。

（５）「地方民鉄資料集」等の編纂・発行

地方民鉄の実情等を関係各方面に幅広く理解してもらうため、会員各社の昨年度における輸送と経営実績等を取りまとめた「地方民鉄資料集」等を編纂し、会員各社に提供するとともに、関係方面に配布する。

第三章

民鉄業界への支援の拡充や事業環境の整備等を目指して

１．民鉄関係予算、税制、財投制度の拡充・改善等

国民生活に不可欠な経済社会を支えるインフラとして持続可能な事業運営を維持していくため、中長期的な人口減少やコロナ禍を経た利用者の行動変容などの事業環境や社会環境の変化に対応した予算、税制、日本政策投資銀行融資等の支援、政策について、会員各社と連携して関係方面に適時適切に要望していく。

（１）民鉄関係税制改正への対応

2027(令和 9)年度の税制改正に向けて、会員各社の設備投資を税制面で支援するために、適用期限が到来する特例措置の延長に加え、既存税制の拡充や新たな税制の創設についても検討し、関係方面に要望していく。

（２）民鉄関係の予算確保等

2027(令和 9)年度政府予算編成に向けて、「利便性の向上」、「防災・減災、安全・安心対策」をはじめ、グリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーション等の課題を財政面で支援するため、民鉄関係の各種事業の実施に必要な予算確保に加えて、支援制度の拡充についても検討し、関係方面に要望していく。

（３）日本政策投資銀行による長期低利資金の安定的・継続的な確保

民営鉄道の鉄道施設工事は投資回収には長期間を要するものが多く、公共交通として求められる設備投資を推進するためには、長期・低利資金の安定的・継続的な調達が必要不可欠であることから、引き続き、長期・低利で

の融資の継続をはじめ、融資要件の改善等について関係方面に要望していく。

（４）国際会計基準等への対応

国際会計基準（IFRS）への対応については、これまでも国土交通省や金融庁等の関係者への要望や企業会計基準委員会（ASBJ）との意見交換等を行ってきた。直近では2027（令和9）年4月に強制適用となる「リースに関する会計基準」等が、及ぼす影響が極めて大きいことから、会員会社、関係者と連携して適時適切に対応していく。

2. 広報活動の積極的展開

協会では、民鉄利用者に対し、民鉄の魅力を確実に伝え、業界への理解を促進するとともに、共感・愛着を醸成してイメージアップを図ることを目的とし、各社が行う広報活動と補完し合い、全体的な統一広報活動を積極的に行うことを目指している。

また、民営鉄道業界及びこれを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、会員各社の意見を取り入れながら、広報委員会の下で、今後の広報活動の方針と施策を継続的に見直すとともに、現在の社会課題を踏まえ、インバウンド受け入れの環境整備のためのインバウンド向けマナー啓発、人材確保の一助とするための鉄道の仕事への理解促進等に取り組む。また、総務委員会のもとに「発信力強化等プレゼンス向上部会」が設置され、現在、MVVの策定及びロゴマークの制作、さらに協会発足60周年記念事業の検討が行われているが、これらが完成・まとまり次第、これらを活かした広報活動を積極的に行うこととする。

なお、広報委員会においては、昨年度、運営見直しの一環として、委員会と部課長会の役割分担を行うこととし、委員会においては広報計画の基本方針を定め、部課長会においてはこれに基づいて広報計画を具体的に策定するという方式に合理化し、去る2月、このような役割分担に基づく広報計画を初めて策定しており、今後、当該広報計画に則り、着実に事業を推進する。

（１）民鉄各社および民営鉄道業界についての理解促進

① WEB 媒体の運営

会員各社の最新情報及び協会の取組を迅速にわかりやすく紹介し、民鉄への理解促進を図るとともに、会員各社のWEB媒体へのゲートウェイとしての役割を果たすため、ホームページを大規模に改修するとともに、SNS

(X、インスタグラム) による情報発信を行う。

② 民鉄協ニュース（ニュースリリース）の発行

民営鉄道業界を横断する重要な情報、トピックス、協会の取組等を「民鉄協ニュース」として取りまとめ、民鉄に対する理解促進を図るため、適時、ニュースリリースを行う。

③ データブック「大手民鉄の素顔」の発行

大手民鉄の輸送と経営の現状等に関する各種の数値データをわかりやすく伝えるため、「データブック 大手民鉄の素顔（2026 年版）」を発行し、マスコミ、学識経験者等に配布する。また、データの利用促進を図るため、数値データ（デジタル形式）のホームページ上での公開を進める。

④ 広報誌「みんてつ」の発行

民鉄の安全・安心・安定輸送への取組、利便性・快適性の追求、沿線との共生等をきめ細かく紹介し、理解促進を図るため、広報誌「みんてつ」を年 2 回発行し、行政機関、経済団体、マスコミ、学識経験者等のオピニオンリーダー層を中心に配布する。2026（令和 8）年春発行の「みんてつ」においては、民鉄業界における人材確保の取組を紹介する。

⑤ 論説委員懇談会、記者会見の開催

論説委員懇談会については、毎年、東京・名古屋・大阪の地区別に 1 回ずつ開催しているが、開始してから 30 年以上が経過しマンネリ化もみられることから、メディアをめぐる環境の変化や本懇談会の実施効果などを勘案し、これに代わる他のふさわしい企画・プロジェクトの発掘などに取り組み、その進捗状況に併せて規模等の縮小を図る。

また、定期的な記者会見（東京）を開催し、協会とマスコミ各社との意思疎通を図る。

（2）お客様への啓発活動

① マナーアンケート（駅と電車内の迷惑行為調査）の実施

鉄道利用者が電車内や駅で不快と感じている行為について、引き続き WEB 上でアンケートを実施し、その結果を「迷惑行為ランキング」として発表する。これにより、鉄道を利用する際のマナーについて考えてもらう機会を提供し、マナー向上やトラブル防止に資する。

② マナー啓発

電車内や駅の快適な空間を確保するため、引き続きマナーアンケート結

果を図案化したポスターやデジタルサイネージ用データを制作し、会員各社の車内・駅に一斉掲出する。

③ インバウンド向けマナー啓発

協会ホームページや会員各社の媒体等を通じて、日本の鉄道利用マナーの周知を図る。これにより、トラブルを防止するとともに、気持ちよくご利用いただきリピーターの確保につなげることで、インバウンド受け入れの環境整備の一助とする。

2024(令和6)年度(英語圏)・2025(令和7)年度(韓国語圏)に続き、訪日外国人割合や特性を考慮し、選定した地域・語圏においてインバウンドの情報収集を行うホームページやSNS等、情報発信の有力なコンテンツを検討、施策を実施することで、日本における鉄道利用マナーへの理解促進と周知を図る。

④ 鉄道業界を支える人材の確保

鉄道業界の地域における役割や価値、仕事の内容をわかりやすく魅力的に伝えていくことで、鉄道業界の仕事への理解を促進し、将来に向けた鉄道業界を支える人材確保の一助とするため、ホームページや各SNS、Web広告を用いて、若年層に向けて鉄道業界の地域における役割や価値、仕事の内容をわかりやすく魅力的に伝えていく。また、会員各社との連携を模索し、より効果的な周知を目指す。

(3) イメージアップ(ファンづくり)

① 「私とみんてつ」小学生新聞コンクールの実施

小学生に、鉄道をテーマにした新聞づくりを通じて「民鉄」への理解と関心を深めてもらうことを目的に、第20回コンクールを開催する。募集活動として、全国の小学校への案内送付、WEB媒体による告知、会員会社との連携によるポスター掲示や学校訪問などを行う。

なお、新聞離れや教育環境の変化により、今後の見通しが不透明であることを踏まえ、2027(令和9)年度以降については時代に即した形式にリニューアルすることとし、詳細を検討する。

② 「鉄道の日」鉄道フェスティバルへの出展

東京で10月に開催される「第33回鉄道フェスティバル」において、展示ブース「みんてつ館」および会員各社の物販ブースを出展し、民鉄のPRに努める。

なお、台湾鉄道観光協会と連携した取組は今年度も継続して進める。(第三章 3.(5) 参照)

(4) その他

「WEB 版民鉄会報」の展開（会員専用ホームページにおける展開）

2024（令和 6）年度に WEB 化した「民鉄会報」において、協会の諸活動をはじめ会員会社の情報や関係行政機関等からの通知等をわかりやすく迅速に情報提供することに努めてきたが、その閲覧数が極めて少ない状況にある。

このため、引き続き会員各社に対する定期的な閲覧案内など会員各社の広報部門が積極的に取り組めるよう働きかけるとともに、会員各社からの特別寄稿等によって閲覧数の増加を図り、協会内・会員相互間での情報共有に資するものとなるよう改善に努める。

3. 社会貢献活動や関係者との連携協力その他、民鉄業界の社会的価値の向上に資する取組

公共交通機関かつ民営鉄道業界として社会に貢献する活動に取り組むとともに、民営鉄道を取り巻く関係者との連携・協力を図る。

また、会員各社の抱える課題解決の方向性を探るため、必要に応じて行政機関等との意見調整の機会を創出し、業界全体として積極的に課題解決に向けて対応していく。

さらに、当業界のキーワード「民鉄」、「みんてつ」の浸透、業界の認知度とイメージアップを図るとともに、協会の活動への理解増進を図るための諸活動を進める。

(1) 社会貢献活動の取組

社会貢献活動として、昨年は、大阪・関西万博への協会としての支援を、会員各社の協力のもと強力に実施したところ、関係方面から好評を博した。今後も、引き続き、2027 年国際園芸博覧会「GREEN×EXP02027」等の公益活動に対する寄附、支援等に取り組むとともに、会員各社の協力を得て、政府や公的機関等の活動に対し協力・支援するため「全国交通安全運動」等各種の運動やキャンペーン活動について、ポスター掲出等の協力対応を行う。

(2) 国土交通省鉄道局と鉄道会社との勉強会

民鉄業界の抱える諸課題について幅広い視点から状況認識に資するため 2024（令和 6）年 2 月から実施している本勉強会について、引き続き、時宜に合ったテーマをもとに実施し、意見交換・議論を通じ課題解決策の方向を探る。

（３）日本民営鉄道協会長表彰の実施および国等の実施する各種表彰等の協力対応

日本民営鉄道協会長表彰を 10 月に実施するとともに、国等が実施する各種表彰等について関係者との調整を行う等、会員各社の役職員に対する顕彰業務に取り組む。

（４）各地方鉄道協会との連携強化への取組

各地方鉄道協会との業務連携をより強化するために各地方鉄道協会の参与を招集して会議を開催し、各協会の取組事案および各協会が抱えている問題・課題等の意見交換を行うとともに、協会活動全般に関する情報提供・情報共有の充実を図る。

（５）台湾鉄道観光協会との連携施策

2024（令和 6）年 7 月に台湾鉄道観光協会と、鉄道を軸とした観光交流人口の拡大と地域活性化を目指して、「日本と台湾における鉄道観光プロモーションに関する協定書」を締結したところであり、引き続き、鉄道フェスティバルにおいて、両協会が協力してブース出展を行うほか、双方のホームページにおける相互リンク設定や、「地方民鉄フォトコンテスト」などにおける連携施策を進める。

（６）関係団体との連携強化と協力関係の構築

日本経済団体連合会、日本観光振興協会、2027 年国際園芸博覧会協会等の関係団体の各種会議に出席し、情報・意見交換を通じ、関係団体との連携強化および協力関係の構築を行う。

（７）「民鉄」、「みんてつ」の認知度向上と関心を高める取組

協会のプレゼンス向上のための重要な基盤として、現在制作中の M V V とロゴマークを周知するとともに、当業界のキーワード「民鉄」「みんてつ」の名称の認知度の浸透を図る。さらに、当協会公式キャラクター「ミーカちゃん」および「ぴぴまる」も活用しつつ、より一層、民鉄へ理解・共感・愛着を醸成する取組を進める。

（８）協会発足 6 0 周年記念事業の準備

2027（令和 9）年は協会発足 6 0 周年を迎えることから、これを記念する事

業を実施すべく、その基本計画及び具体的な施策概要をまとめたところである。今後、2027(令和9)年に向けこれら事業が円滑に実施できるよう、事業内容の具体化を進めるとともに、必要となる諸準備を適切に進める。

(9) 主体的・能動的な対応

上記のほか、定款に定める業務目的にしたがい、また、2024(令和6)年より取り組んできている協会運営見直しの趣旨に沿って、会員各社及び関係委員会の意見を取り入れながら、広い視野と先読みの発想をもって、当協会の発信力や諸課題への対応力をより強化する取組を進める。